

奈良市公報

第 2 1 0 号

平成18年7月1日印刷発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 文書法制課長
印刷所 関西印刷株式会社

目次

規 則

- 奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則…………… 1
- 奈良市行政組織規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 3
- 奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則…………… 4
- 奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則…………… 4

告 示

- 奈良市情報公開条例の各実施機関における運用状況の公表…………… 4
- 奈良市個人情報保護条例の各実施機関における運用状況の公表…………… 4
- 公共下水道の供用及び下水の処理の開始…………… 5
- 放置自転車等の保管…………… 6
- 開発行為に関する工事の完了…………… 6
- 認可地縁団体からの告示事項の変更の届出…………… 7
- 身体障害者福祉法に規定する医師の指定…………… 7
- 身体障害者福祉法の規定による指定医の指定辞退…………… 7
- 放置自転車等の保管…………… 7
- 住居番号の設定…………… 7
- 予防接種の実施の一部改正…………… 8
- 放置自転車等の保管…………… 8
- 放置自転車等の処分…………… 8
- 放置自転車等の保管（2件）…………… 8
- 開発行為に関する工事の完了…………… 8
- 都市計画地区計画の変更…………… 9
- 開発行為に関する工事の完了…………… 9
- 督促状の公示送達…………… 9
- 平成18年度固定資産税・都市計画税納税通知書の公示送達…………… 9
- 道路の区域変更…………… 10
- 道路の供用開始…………… 10
- 生活保護法の規定による施術者からの事業の廃止の届出…………… 10
- 生活保護法の規定による施術者の指定…………… 10
- 生活保護法の規定による介護扶助機関の指定（2件）…………… 10

- 生活保護法の規定による指定介護機関からの事業の廃止の届出…………… 11
- 生活保護法の規定による指定介護機関からの変更の届出…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 予防接種の実施の一部改正…………… 12
- 放置自転車等の保管…………… 12
- 一般競争入札の実施…………… 12
- 農業集落排水事業分担金の賦課対象区域…………… 13
- 開発行為に関する工事の完了…………… 13
- 放置自転車等の保管…………… 14

公 営 企 業

- 奈良市水道局指定給水装置工事業業者の指定…………… 14
- 奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程…………… 14
- 一般競争入札の実施…………… 14

教 育 委 員 会

- 定例教育委員会の開催…………… 15
- 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱…………… 16
- 奈良市教育改革プログラム推進委員会設置要綱…………… 16
- 仮称「奈良市人権教育推進についての指針」策定委員会設置要綱…………… 17

選 挙 管 理 委 員 会

- 選挙人名簿からの抹消…………… 17
- 選挙権を有する者の総数の50分の1の数等…………… 17
- 各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数…………… 18

農 業 委 員 会

- 農地部会の招集…………… 18
- 農政部会の招集…………… 18

規 則

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月1日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第56号

奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則及び奈良市保健所長事務委任規則の一部を改正する規則

（奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則の一部改正）

第1条 奈良市における奈良県動物の愛護及び管理に関する条例施行細則（平成17年奈良市規則第67号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（立入調査等を行う職員の証明書）

第2条 条例第7条第4項及び条例第15条第2項の証明書は、立入調査員証（別記第1号様式）とする。

第3条から第13条までを削る。

第14条第1項中「第37条第1項」を「第11条第1項」に改め、同条を第3条とする。

第15条第1項中「第37条第1項後段」を「第11条第1項後段」に改め、同条を第4条とする。

第16条第1項中「第39条第1項」を「第13条第1項」に、「（別記第16号様式）」を「（別記第2号様式）」に改め、同条第2項中「第39条第2項」を「第13条第2項」に、「（別記第17号様式）」を「（別記第3号様式）」に改め、同条を第5条とする。

第17条中「第43条第4項」を「第17条第4項」に改め、同条を第6条とする。

附則第2項の前の見出し及び同項から第4項までを削り、附則第1項の見出し及び項番号を削る。

別記第1号様式から第6号様式までを削る。

別記第7号様式中「（第7条関係）」を「（第2条関係）」に、「第20条第1項、第33条第2項及び第41条第1項」を「第7条第2項及び第15条第1項」に改め、同様式を別記第1号様式とする。

別記第8号様式から第15号様式までを削る。

別記第16号様式中「（第16条関係）」を「（第5条関係）」に、「第39条第1項」を「第13条第1項」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

別記第17号様式中「（第16条関係）」を「（第5条関係）」に、「第39条第2項」を「第13条第2項」に改め、同様式を別記第3号様式とする。

附則別記様式を削る。

（奈良市保健所長事務委任規則の一部改正）

第2条 奈良市保健所長事務委任規則（平成14年奈良市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第25号及び第26号を次のように改める。

㉔ 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下この号において「法」という。）に基づく事務のうち次に掲げるもの

ア 法第10条第1項の規定による動物取扱業の登録及び法第13条第1項の規定によるその更新に関すること。

イ 法第11条第1項及び第2項（法第13条第2項及び法第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業者登録簿への登録及び通知に関すること。

ウ 法第12条第1項及び第2項（法第13条第2項及び法第14条第3項において準用する場合を含む。）の規定による登録の拒否及び通知に関すること。

エ 法第14条第1項及び第2項の規定による動物取扱業の変更等の届出の受理に関すること。

オ 法第15条の規定による動物取扱業者登録簿の一般供覧に関すること。

カ 法第16条第1項の規定による動物取扱業の廃業等の届出の受理に関すること。

キ 法第17条の規定による動物取扱業の登録の抹消に関すること。

ク 法第19条第1項及び第2項の規定による動物取扱業の登録の取消し又は業務の停止命令及び通知に関すること。

ケ 法第23条の規定による動物取扱業者に対する勧告及び措置命令に関すること。

コ 法第24条第1項の規定による動物取扱業者に対する報告の徴収及び立入検査に関すること。

サ 法第25条第1項及び第2項の規定による周辺の生活環境を損なう事態を生じさせた者に対する勧告及び措置命令に関すること。

シ 法第26条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に関すること。

ス 法第27条第2項（法第28条第2項において準用する場合を含む。）の規定による特定動物の飼養又は保管の許可に係る条件の付加に関すること。

セ 法第28条第1項本文の規定による特定動物の飼養又は保管の変更許可に関すること。

ソ 法第28条第3項の規定による特定動物の飼養又は保管の変更の届出の受理に関すること。

タ 法第29条の規定による特定動物の飼養又は保管の許可の取消しに関すること。

チ 法第32条の規定による特定動物飼養者に対する措置命令に関すること。

ツ 法第33条第1項の規定による特定動物飼養者に対する報告の徴収又は立入検査に関すること。

テ 法第35条第1項及び第2項の規定による引取場所の指定並びに犬及びねこの引取りに関すること。

ト 法第36条第1項の規定による負傷動物等の発見者からの通報の受理に関すること。

ナ 法第36条第2項の規定による負傷動物等の収容に関すること。

ニ 法第37条第2項の規定による犬及びねこの引取りに際しての繁殖制限措置の指導助言に関すること。

ヌ 動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下この号において「省令」という。）第2条第6項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業登録証の再交付に関すること。

ネ 省令第2条第8項及び第9項（省令第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による動物取扱業登録証の亡失の届出及び返納の受理に関すること。

- ノ 省令第12条の規定による苦情の申出等の受理に関すること。
 - ハ 省令第13条第10号の規定による許可を受けた区域外における特定動物の飼養又は保管の通知の受理に関すること。
 - ヒ 省令第15条第6項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物飼養・保管許可証の再交付に関すること。
 - フ 省令第15条第8項及び第9項(省令第18条第4項において準用する場合を含む。)の規定による特定動物飼養・保管許可証の亡失の届出及び返納の受理に関すること。
 - ヘ 省令第16条第1項の規定による特定動物の飼養又は保管の廃止の届出の受理に関すること。
 - ホ 省令第17条第1号ロただし書及びハただし書の規定による観覧者等の安全性が確保されていることの認定に関すること。
 - マ 省令第20条第3号本文の規定による特定動物識別措置実施の届出の受理に関すること。
- 26) 奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成16年12月奈良県条例第18号。以下この号において「県条例」という。)に基づく事務のうち次に掲げるもの
- ア 県条例第7条第1項の規定による野犬等の収容に関すること。
 - イ 県条例第8条の規定による野犬等を収容した旨の通知及び公示並びに収容した野犬等の処分に関すること。
 - ウ 県条例第9条の規定による収容した野犬等の治療等に関すること。
 - エ 県条例第10条本文の規定による収容した野犬等の譲渡に関すること。
 - オ 県条例第11条第1項の規定による野犬等の処分に関すること。
 - カ 県条例第13条の規定による事故発生時の特定動物及び犬の飼い主からの届出の受理に関すること。
 - キ 県条例第14条の規定による犬の飼い主に対する措置命令に関すること。
 - ク 県条例第15条第1項の規定による犬の飼い主に対する報告の徴収及び立入調査等に関すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年6月1日揭示済)

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月5日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第57号

奈良市行政組織規則の一部を改正する規則
奈良市行政組織規則(平成14年奈良市規則第43号)の一

部を次のように改正する。

第55条区画整理係の部分中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第11号までを1号ずつ繰り上げ、同条再開発係の部分中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(平成18年6月5日揭示済)

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月5日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第58号

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則(平成18年奈良市規則第44号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「担当区域外の大型ごみ収集作業」を「大型ごみ収集作業」に、「担当業務」を「担当業務」に改め、同条第2項中「担当区域及び」を削る。

第12条第2項及び第13条第3項中「4時間未満」を「2時間未満」に改める。

第18条第4項中「従事した時間1日に4時間未満」を「従事した時間が1日2時間未満」に改め、同条第5項に次の1号を加える。

(8) 奈良市役所出張所設置条例(昭和30年奈良市条例第35号)に規定する奈良市月々瀬行政センター及び奈良市都祁行政センターの所管区域内における再生資源の収集作業で、1日につき勤務場所と当該区域との間の移動が1往復を超えるもの 勤務1回につき2,625円

第18条第7項中「焼却炉等の清掃作業」を「焼却炉の清掃作業等」に、「4時間未満」を「2時間未満」に改め、同条第8項から第11項までの規定中「4時間未満」を「2時間未満」に改める。

第27条第1項第4号中「国保年金課」の次に「及び介護総務課」を加える。

第31条を第32条とし、第30条の次に次の1号を加える。

(時間の計算方法)

第31条 第5条、第6条第2項、第7条第2項、第8条第2項、第9条第2項、第11条第2項、第14条第2項、第15条第2項、第16条第2項、第20条、第21条、第26条、第27条第2項、第28条並びに第29条第1項及び第3項の規定に基づき算定した時間に、1時間未満の端数があるときは、30分以上は切り上げ、30分未満は切り捨てるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の奈良市職員の特殊勤務手当に関する条例施行規則の規定は、平成18年4月1日から適用する。

(平成18年6月5日揭示済)

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

奈良市規則第59号

奈良市行財政改革推進本部設置規則の一部を改正する規則

奈良市行財政改革推進本部設置規則（平成15年奈良市規則第62号）の一部を次のように改正する。

第6条を削る。

第7条第4項中「第5条」を「前条」に改め、同条を第6条とする。

第8条を第7条とし、第9条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年6月13日揭示済）

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月13日

奈良市規則第60号

奈良市職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

奈良市職員の通勤手当に関する規則（平成16年奈良市規則第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2号中「地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

（平成18年6月13日揭示済）

告 示

奈良市告示第366号

奈良市情報公開条例（平成9年奈良市条例第34号）第18条の規定により、平成17年4月1日から平成18年3月31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成18年6月1日

奈良市長 藤原 昭

（単位：件）

1 行政文書開示請求の件数及び処理の状況

実施機関	開示請求 件 数	処 理 状 況				取下げ等
		開 示	部分開示	不開示	却 下	
市 長	114	31	60	1	1	21
水道事業管理者	5	4	0	0	1	0
消 防 長	4	1	2	0	1	0
教 育 委 員 会	24	10	11	0	2	1
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	1	0	1	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	148	46	74	1	5	22

2 行政文書任意開示申出の件数及び処理の状況

（単位：件）

実施機関	開示申出 件 数	処 理 状 況				取下げ
		開 示	部分開示	不開示	不存在	
市 長	3	0	2	0	1	0

3 不服申立ての件数及び処理の状況

（単位：件）

不服申立て件数	処 理 状 況				取下げ
	却 下	棄 却	一部認容	認 容	
1	0	1	0	0	0

（平成18年6月1日揭示済）

奈良市告示第367号

奈良市個人情報保護条例（平成13年奈良市条例第55号）第32条の規定により、平成17年4月1日から平成18年3月

31日までの間の各実施機関におけるこの条例の運用状況を次のとおり公表します。

平成18年6月1日

奈良市長 藤原 昭

1 個人情報取扱事務の届出件数

(単位：件)

実施機関	件数
市長	746
水道事業管理者	28
消防長	191
教育委員会	106
選挙管理委員会	23
公平委員会	3
監査委員	3
農業委員会	23
固定資産評価審査委員会	13
計	1,136

2 開示請求の件数及び処理の状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による開示請求件数
	開示請求件数	処理状況			取下げ	
		開示	部分開示	不開示		
市長	23	14	1	5	3	108
水道事業管理者	0	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0	0
教育委員会	1	1	0	0	0	1,230
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0
計	24	15	1	5	3	1,338

* 個人情報の訂正請求、削除請求、目的外利用及び外部提供の中止請求並びに不服申立てはありませんでした。

(平成18年6月1日掲示済)

奈良市告示第368号

公共下水道の供用及び下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定に基づき次のとおり公示します。

その関係図書は、平成18年6月1日から2週間、本市都市整備部下水道管理課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年6月1日

奈良市公共下水道管理者

奈良市長 藤原 昭

- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する年月日
平成18年6月15日
- 公共下水道の供用及び下水の処理を開始する区域
奈良市富雄川西二丁目、押熊町、山陵町、東紀寺町一丁目、法蓮町、法華寺町、三条大路四丁目、四条大路一丁目、窪之庄町、田中町及び山町の各一部

3 供用を開始する排水施設の位置

管渠番号	起点	終点
鳥見第2幹線-31	奈良市富雄川西二丁目109-1	奈良市富雄川西二丁目109-1
鳥見第2幹線-32	奈良市富雄川西二丁目109-1	奈良市富雄川西二丁目109-1
鳥見第2幹線-33	奈良市富雄川西二丁目109-1	奈良市富雄川西二丁目109-1

鳥見第2幹線-34	奈良市富雄川西二丁目109-1	奈良市富雄川西二丁目109-1
東登美ヶ丘幹線-32	奈良市押熊町222-5	奈良市押熊町225-2
山陵第2幹線-85	奈良市山陵町302-5	奈良市山陵町298-1
山陵第2幹線-86	奈良市山陵町298-2	奈良市山陵町300-3
山陵第2幹線-87	奈良市山陵町298-1	奈良市山陵町300-1
紀寺幹線-30	奈良市東紀寺町一丁目703-3	奈良市東紀寺町一丁目703-2
佐保分水幹線-2	奈良市法蓮町969-11	奈良市法蓮町986-29
佐保分水幹線-3	奈良市法華寺町1376-2	奈良市法華寺町1-2
佐保分水幹線-4	奈良市法華寺町1-2	奈良市法蓮町1218
三条大路幹線-27	奈良市三条大路四丁目506-23	奈良市三条大路四丁目512-11
都跡幹線-264	奈良市四条大路一丁目1-2	奈良市四条大路一丁目456-4
都跡幹線-265	奈良市四条大路一丁目456-4	奈良市四条大路一丁目436-4
帯解幹線-129	奈良市窪之庄町670-18	奈良市窪之庄町670-3
帯解幹線-130	奈良市田中町304-1	奈良市田中町303
帯解幹線-131	奈良市山町7	奈良市山町1

- 4 供用を開始する排水施設の合流式及び分流式の別
分流式
- 5 終末処理場の位置及び名称
大和郡山市額田部南町160番地 奈良県浄化センター
(平成18年6月1日揭示済)

奈良市告示第369号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月1日
- 3 移動対象区域
近鉄高の原駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 5 引取期間
移動日から60日間。ただし、奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)第1条第1項に規定する市の休日(毎月の第2及び第4土曜日を除く。)を除く。
- 6 引取時間
午前9時から午後4時30分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)をお持ちください。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収します。
ア 移動費 2,000円
イ 保管費 1,000円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市市民生活部市民安全室地域安全課
電話0742-34-1111代表

(平成18年6月1日揭示済)

奈良市告示第370号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年6月1日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年4月7日 奈良市指令都整開第05A-60号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年6月1日 第996号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市柏木町148番地の7及び153番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市柏木町629-1

小島 正嗣

(平成18年6月1日揭示済)

奈良市告示第371号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により下狹川奥町自治会から告示した事項の変更の届出がありましたので、同条第10項の規定により次のとおり告示します。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
事務所の所在地	奈良市下狹川町2156番地	奈良市下狹川町2987番地
代表者の氏名及び住所	浦野 哲朗 奈良市下狹川町2156番地	大西 秀実 奈良市下狹川町2987番地

2 変更の年月日

平成18年4月1日

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市告示第372号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として次のとおり指定したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により告示します。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
齊藤 昌彦	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	整形外科（肢体不自由）	平成18年4月1日

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市告示第373号

身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定により、指定医がその指定を辞退したので、奈良市身体障害者福祉法施行細則（昭和62年奈良市規則第29号）第4条の規定により次のとおり告示します。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	辞退年月日

中田 雅支	市立奈良病院	東紀寺町一丁目50-1	外科（小腸機能障害・ぼうこう直腸機能障害）	平成17年3月31日
井田 裕己			脳神経外科（肢体不自由）	平成17年7月1日
森藤 哲章	奈良市立都祁診療所	都祁白石町1084	内科（心臓・呼吸器・腎臓機能障害）	平成18年4月1日
西久保 敏也	奈良県立奈良病院	平松一丁目30-1	小児科（肢体不自由・心臓・呼吸器・じん臓・免疫機能障害）	平成18年4月1日
市川 篤	あやめ池診療所	あやめ池南六丁目1-7	呼吸器科（呼吸器機能障害）	平成18年5月1日

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市告示第374号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月2日
- 3 移動対象区域
近鉄富雄駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市告示第375号

奈良市住居表示に関する条例（昭和42年奈良市条例第21号）第3条の規定により、次のとおり住居番号をつけたので、同条例第3条第4項の規定により告示します。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

次のとおり省略

(平成18年6月2日揭示済)

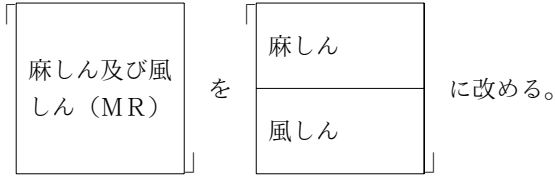
奈良市告示第376号

平成18年奈良市告示第164号（予防接種の実施）の一部を次のように改正する。

平成18年6月2日

奈良市長 藤原 昭

別紙の予防接種の種類の欄中



奈良市告示第377号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月5日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月5日
- 3 移動対象区域
近鉄大和西大寺駅周辺及び近鉄平城駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月5日揭示済)

奈良市告示第378号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分しますので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示します。

平成18年6月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 処分の根拠
移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。
- 2 処分対象自転車等の保管場所
奈良市大安寺西二丁目288-1
奈良市自転車等保管施設
- 3 処分年月日
平成18年6月20日
- 4 処分対象自転車等の移動年月日
平成18年3月2日、同月7日から同月8日まで、同月14日から同月15日まで、同月23日から同月24日

(平成18年6月6日揭示済)

奈良市告示第379号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月6日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月6日
- 3 移動対象区域
近鉄学園前駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月6日揭示済)

奈良市告示第380号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月7日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月7日
- 3 移動対象区域
近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月7日揭示済)

奈良市告示第381号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成18年6月7日

奈良市長 藤原 昭

- なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。
- 1 許可の年月日及び番号
平成8年3月7日 奈良市指令都整開第95A-59号
 - 2 検査済証の交付年月日及び番号
開発行為 平成18年6月7日 第997号
 - 3 開発区域に含まれる地域
奈良市学園中三丁目1542番地の43
 - 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
大阪市淀川区宮原三丁目5番24号

株式会社 コーモ
代表取締役 前田 決

(平成18年6月7日揭示済)

奈良市告示第382号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画を変更しましたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を奈良市都市計画部都市計画課において公衆の縦覧に供します。

平成18年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画
登美ヶ丘北地区計画
- 2 変更に係る都市計画を定める土地の区域
奈良市中登美ヶ丘三丁目及び中登美ヶ丘四丁目の各一部

（平成18年6月8日揭示済）

奈良市告示第383号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の縦覧に供します。

平成18年6月8日

奈良市長 藤原 昭

- 1 許可の年月日及び番号
平成18年3月6日 奈良市指令都整開第05A-54号
- 2 検査済証の交付年月日及び番号
 - (1) 開発行為 平成18年6月8日 第998号
 - (2) 公共施設 平成18年6月8日 第436号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市押熊町700番地の1、701番地の1、702番地の1、702番地の2、703番地の1、703番地の2、708番地の1の一部、708番地の2の一部、710番地の2、711番地の2、712番地の1の一部、713番地の1の一部、714番地の1の一部及び722番地の2
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市西大寺東町二丁目1番63号
三和住宅株式会社
代表取締役 小林 茂樹
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市押熊町700番地の1の一部、701番地の1の一部、703番地の2の一部、708番地の1の一部、708番地の2の一部、710番地の2、711番地の2、712番地の1の一部、713番地の1の一部、714番地の1の一部及び722番地の2

- (2) 下水道

奈良市押熊町700番地の1、708番地の1、708番地の2、712番地、713番地の1及び714番地の1の各一部

- (3) 用悪水路

奈良市押熊町703番地の2の一部

（平成18年6月8日揭示済）

奈良市告示第384号

平成17年度市県民税第3期分及び第4期分、平成17年度固定資産税・都市計画税第3期分及び第4期分並びに平成17年度軽自動車税全期分の督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室納税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成18年6月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この督促状の発送年月日
市県民税
第3期分 平成17年11月18日
市県民税
第4期分 平成18年2月20日
固定資産税・都市計画税
第3期分 平成17年12月20日
固定資産税・都市計画税
第4期分 平成18年3月20日
軽自動車税
全期分 納期変更分 平成17年10月20日
全期分 納期変更分 平成17年12月20日
全期分 納期変更分 平成18年1月20日
全期分 納期変更分 平成18年2月28日

- 2 送達を受けるべき者
別紙のとおり

別紙省略

（平成18年6月9日揭示済）

奈良市告示第385号

平成18年度固定資産税・都市計画税納税通知書を郵送しましたが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び奈良市税条例（昭和46年奈良市条例第12号）第6条の規定により、次のとおり公示送達します。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部税務室資産課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付します。

平成18年6月9日

奈良市長 藤原 昭

- 1 この納税通知書の発送年月日
平成18年4月10日
- 2 この公示送達により変更する納期限
変更前 第1期 平成18年5月1日
変更後 第1期 平成18年6月30日
- 3 送達を受けるべき者
省略

(平成18年6月9日揭示済)

奈良市告示第386号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年6月12日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年6月12日揭示済)

奈良市告示第387号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、平成18年6月14日から次のように道路の供用を開始します。

その関係図書は、公示の日から1箇月間、建設部土木管理課において一般の縦覧に供します。

平成18年6月12日

奈良市長 藤原 昭

整理番号	路線名	区 間		延長 (m) 幅員 (m)
1	北部第478号線	法蓮町 56番3地先 から	法蓮町 65番2地先 まで	L = 42.00 W = 1.20 ~11.50
2	中部第639号線	三条本町 1097番地先 から	三条大宮町 1239番地先 まで	L = 413.10 W = 16.00 ~22.50
3	中部第1348号線	三条本町 1055番地先 から	三条本町 1082番地先 まで	L = 167.20 W = 13.00 ~25.00

(平成18年6月12日揭示済)

奈良市告示第388号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定により施術者から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同条第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏 名	施 術 所		廃 止 年月日
	名 称	所在地	
寺嶋 大輔	生田整骨院 奈良分室	奈良市東城戸町5-1 ウエルフェア奈良101号	平成18年 5月31日
齊藤 良一	辨天整骨院	奈良市あやめ池南 二丁目2-9	平成18年 1月31日

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第389号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により施術者の指定をいたしましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

施術者 氏 名	施 術 所		指 定 年月日
	名 称	所在地	
古賀 大揮	竹田鍼灸整骨院	奈良市法蓮町410-5	平成18年 5月19日
寺嶋 大輔	のぞみ整骨院	奈良市芝辻町四丁目6-15宝来ビル1F	平成18年 6月10日
佃 一起	辨天整骨院	奈良市あやめ池南 二丁目2-9	平成18年 6月7日

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第390号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次のとおり指定いたしましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名 称	所在地		
開設者			
名 称	主たる事務所の所在地		

京終クリニック	奈良市南京終町19-1	介護予防 通所リハビリテーション	平成18年4月1日
医療法人奈良愛心会	奈良県奈良市南京終町19-1		
ハローケア訪問看護ステーション学園前	奈良市学園北一丁目13-10	介護予防 訪問看護	平成18年6月1日
財団法人信貴山病院	生駒郡三郷町勢野北四丁目13-1		
社団法人奈良県看護協会立桜が丘訪問看護ステーション	奈良市七条二丁目789	介護予防 訪問看護	平成18年4月1日
社団法人奈良県看護協会	橿原市四条町288-8		
デイサービス コムスン紀寺	奈良市南紀寺町五丁目53-5	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成18年5月1日 平成18年5月1日
(株)コムスン	東京都港区六本木六丁目10-1		
友舞	奈良市左京三丁目18-20	居宅 福祉用具貸与 居宅 特定福祉用具販売 介護予防 特定介護予防福祉用具販売 介護予防 福祉用具貸与	平成18年6月9日 平成18年6月9日 平成18年6月9日 平成18年6月9日
有限会社友舞	奈良県奈良市左京三丁目18-20		
デイサービス友舞	奈良市三碓三丁目3-3-26	居宅 通所介護 介護予防 通所介護	平成18年6月9日 平成18年6月9日
有限会社友舞	奈良県奈良市左京三丁目18-20		

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第391号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項の規定により、同法による介護扶助を担当する機関を次の

とおり指定しましたので、同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		施設又は実施する事業の種類	指定年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地		
特別養護老人ホームかがやきの苑	奈良市奈良阪町2789-1	居宅 短期入所生活介護 介護予防 短期入所生活介護	平成18年5月11日 平成18年5月11日
(株)大和まほろば会	奈良県奈良市奈良阪町2789-1		

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第392号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項の規定において準用する同法第50条の2の規定により指定

介護機関から事業を廃止した旨の届出がありましたので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

指定介護機関		廃止した施設又は廃止した事業の種類	廃止年月日
名称	所在地		
開設者			
名称	主たる事務所の所在地	居宅 通所介護	平成18年4月2日
Open Space 燦	奈良市富雄北三丁目1-7 グレイスII-103		
有限会社総合在宅介護センターきらり	奈良市富雄北三丁目1-7 グレイスII-106		

(平成18年6月13日揭示済)

機関から次のとおり変更した旨の届出がありましたので同法第55条の2の規定により告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第393号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定により、指定介護

	指定介護機関		開設者	変更年月日
	名称	所在地		
旧	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	奈良市赤膚町1201-10	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	平成18年5月1日
新	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	奈良市六条西一丁目12-76	特定非営利活動法人なら福祉介護ネット	

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第396号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月14日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第394号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例(昭和59年奈良市条例第23号)第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月13日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月13日
- 3 移動対象区域
JR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市告示第397号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の6第1項及び奈良市契約規則(昭和40年奈良市規則第43号)第2条の規定により公告します。

平成18年6月15日

奈良市長 藤原 昭

奈良市告示第395号

平成18年奈良市告示第164号(予防接種の実施)の一部を次のように改正する。

平成18年6月14日

奈良市長 藤原 昭

次のよう省略

(平成18年6月14日揭示済)

- 1 入札に付する事項
水質改善下水道築造工事(特単1)山陵町地内ほか37

件(各工事の工事名、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり)

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 平成18年度において本市が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
- (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
- (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる等級及び区分(奈良市建設工事入札参加者等審査会事務要領による。)又は建設業法(昭和24年法律第100号)の規定による経営事項審査(以下「経審」という。)の総合評定値に該当する者であること。
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (5) 本市の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。

ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。

3 設計図書等を示す日時及び場所

(1) 日時

告示日から各工事の入札日前日まで(奈良市の休日を定める条例(平成元年奈良市条例第3号)に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(2) 場所

告示日から平成18年6月20日までは入札控室、同月21日以降は監理課窓口

4 入札の場所

奈良市役所入札室

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他市長の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年6月20日まで(奈良市の休日を定める条例に規定する市の休日を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)に、制限付一般競争入札参加申請書を監理課に持参してください。

9 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

10 その他

(1) その他の詳細は、入札者心得によります。

(2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市財務部監理課工事入札係
電話 0742-34-4743

別表省略

(平成18年6月15日揭示済)

奈良市告示第398号

奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例(平成6年奈良市条例第33号)第5条の規定により分担金の賦課対象区域を定めましたので、次のとおり告示します。

なお、関係図書は、平成18年6月15日から2週間本市都市整備部東部下水道課に備え置いて縦覧に供します。

平成18年6月15日

奈良市長 藤原 昭

賦課対象区域

奈良市須川町、狭川両町、西狭川町、狭川東町、下狭川町、大柳生町及び阪原町の各一部

(平成18年6月15日揭示済)

奈良市告示第399号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、当該開発区域を表示した図書は、奈良市都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供します。

平成18年6月15日

奈良市長 藤原 昭

1 許可の年月日及び番号

平成18年1月25日 奈良市指令都整開第05A-47号

2 検査済証の交付年月日及び番号

(1) 開発行為 平成18年6月15日 第999号

- (2) 公共施設 平成18年6月15日 第437号
- 3 開発区域に含まれる地域
奈良市東九条町722番地の8、722番地の9、722番地の10、722番地の11、722番地の12及び724番地の3
- 4 開発許可を受けた者の住所及び氏名
奈良市法蓮町1987番地の1
有限会社やすらぎ住宅
取締役 前田 徳幸
- 5 公共施設の種類、位置及び区域
 - (1) 道路
奈良市東九条町722番地の8、722番地の9、722番地の10の一部、722番地の11の一部及び722番地の12
 - (2) 下水道
奈良市東九条町722番地の8、722番地の10の一部、722番地の11の一部及び722番地の12

(平成18年6月15日揭示済)

奈良市告示第400号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示します。

平成18年6月15日

奈良市長 藤原 昭

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域に放置されていたため。
- 2 移動年月日
平成18年6月15日
- 3 移動対象区域
近鉄新大宮駅周辺自転車等放置禁止区域

以下省略

(平成18年6月15日揭示済)

公 営 企 業

奈良市水道局告示第20号

奈良市水道局指定給水装置工事事業者規程（平成10年奈良市水道局管理規程第7号）第4条第1項の規定により奈良市水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第10条の規定により次のとおり公示します。

平成18年6月13日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

名称	代表者氏名	所在地	指定日
有限会社きたでんき	代表取締役 北 良三	奈良市中町5109番地の4	平成18年 5月29日
マルコウ設備	木下 孝司	京都府相楽郡木津町相楽神後原57-1-101	平成18年 6月1日

(平成18年6月13日揭示済)

奈良市水道局管理規程第8号

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成18年6月15日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程の一部を改正する規程

奈良市企業職員の給与の支給等に関する規程（昭和42年奈良市水道局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第15条第2号中「地方公務員災害補償法別表」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

(平成18年6月15日揭示済)

奈良市水道局告示第21号

次のとおり一般競争入札に付しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び奈良市水道事業契約に関する規程（平成9年奈良市水道局管理規程第4号）において準用する奈良市契約規則（昭和40年奈良市規則第43号。以下「奈良市契約規則」という。）第2条の規定により公告します。

平成18年6月15日

奈良市水道事業管理者
中尾 一郎

- 1 入札に付する事項
送・配水管工事、市内北之庄町地内他22件（工事の種類、工事番号、工事名称、工事場所、工期、工事概要、予定価格及び最低制限価格は別表のとおり）
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 - (1) 平成18年度において水道局が発注する建設工事の請負契約に係る一般競争入札参加資格者であること。
 - (2) 本市に本店を有し、別表の参加資格に掲げる業種の許可を取得している建設業者であること。
 - (3) 工事ごとに別表の参加資格に掲げる建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による総合評定値通知書の総合評定値及び区分に該当する者であること。
 - (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - (5) 水道局の指名停止措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
ただし、官公需適格組合とその組合員とは、同一の入札において同時に入札参加資格者となることができない。
- 3 設計図書等を示す日時及び場所
 - (1) 日時
告示日から各工事の入札日前日まで（奈良市の休日

を定める条例（平成元年奈良市条例第3号）に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

(2) 場所

水道局1階ロビー入札図書閲覧コーナー

4 入札の場所

水道局 4階 大会議室（北側）

5 入札の日時

別表のとおり

6 入札保証金に関する事項

入札に際しては、奈良市契約規則第4条に定める所定の入札保証金を納めなければならない。ただし、同条第2項第2号に該当する場合は、これを免除します。

7 郵便入札を除く入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 郵便、電報又はファクシミリ等による入札
- (3) 入札書に記名押印のない入札
- (4) 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札
- (5) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (6) 同一入札について入札者又はその代理人によりなされた2以上の入札
- (7) 入札に関し談合等の不正行為をした者の入札
- (8) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為をした者の入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) その他水道事業管理者の定める入札条件に違反した入札

なお、入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができません。

8 入札参加申請

入札参加を申請する者は、告示日から平成18年6月20日まで（奈良市の休日等を定める条例に規定する市の休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）に、制限付一般競争入札参加申請書を経理課に持参してください。

9 郵便入札に関する事項

- (1) 入札書の郵送方法 一般書留、簡易書留又は配達記録郵便
- (2) 入札書の到達期限 平成18年6月29日
- (3) 入札書の送付先 奈良市役所内郵便局留
- (4) 郵便入札の無効
 - ア 入札に参加する資格のない者のした入札
 - イ 入札保証金を必要とする場合において、入札保証金を納付したことを確認できる書類の同封がされていない入札
 - ウ 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - エ 入札書に記名押印のない入札
 - オ 入札金額を訂正した入札
 - カ 入札書に工事件名のない、又は間違いのある入札

キ 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
ク 直接業務部経理課に持参するなど郵便入札の方法によらない入札書、期限までに到達しなかった入札書又は必要書類が同封されていない入札書

10 入札参加資格の審査及び決定

(1) 審査機関

入札参加を申請する者の参加資格は、奈良市水道局建設工事入札参加者等審査会が審査します。入札参加決定通知後において、入札参加不適格要件が判明した場合は、入札参加できません。

(2) 入札参加者の決定通知

平成18年6月21日までに入札参加申請者に通知します。

11 その他

- (1) その他の詳細は、入札者心得によります。
- (2) 上記に定めのないものは、地方自治法施行令及び奈良市契約規則によります。

(3) 問い合わせ先

奈良市法華寺町264番地1

奈良市水道局業務部経理課入札係

電話 0742-34-5200（内線）223

別表省略

（平成18年6月15日揭示済）

教育委員会

奈良市教育委員会告示第10号

平成18年6月定例教育委員会を次のとおり開催しますので、奈良市教育委員会会議規則（昭和57年奈良市教育委員会規則第12号）第3条第2項の規定により告示します。

平成18年6月1日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

1 日時

平成18年6月9日（金）

午前10時から

2 場所

奈良市役所北棟3階 教育委員会室

3 会議に付すべき事件

教育長報告

(1) 奈良市教育改革プログラム事業平成17年度報告書について

(2) 第60回奈良市民体育大会夏季大会の開催について

議事

議案第17号 奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱の制定について

議案第18号 奈良市学校規模適正化検討委員会委員の委嘱及び任命について

議案第19号 平成18年度奈良市立学校評議員の委嘱について

議案第20号 奈良市教育改革プログラム推進委員会設

置要綱の制定について
議案第21号 奈良市教育改革プログラム推進委員会委員の委嘱及び任命について

議案第22号 仮称「奈良市人権教育推進についての指針」策定委員会設置要綱の制定について

その他

(1) 教育委員会の後援・共催にかかる事業について
6月～7月

(2) 平成17年度小・中学校の問題行動の状況について
傍聴受付は、開催日の午前9時から午前9時50分までで、定員5名になり次第締め切ります。

(平成18年6月1日揭示済)

奈良市教育委員会告示第11号

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年6月12日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市学校規模適正化検討委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市立学校及び幼稚園の適正配置及び適正規模について検討し、望ましい学校教育環境の整備に取り組むため、奈良市学校規模適正化検討委員会（以下「適正化検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 適正化検討委員会は、次の各号に掲げる事項について調査・検討し、教育長に提言する。

(1) 奈良市立学校及び幼稚園の適正配置（統廃合・校区の見直し等）に関する事項

(2) 前号に定めるもののほか教育長が必要と認める事項（組織）

第3条 適正化検討委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験者

(2) 奈良市PTA連合会の役員

(3) 奈良市立学校の教職員

(4) その他教育長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 適正化検討委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、適正化検討委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 適正化検討委員会の会議は、会長が招集し、会長

が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 適正化検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 適正化検討委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、適正化検討委員会に作業部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 適正化検討委員会の庶務は、教育企画課において処理する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、適正化検討委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この告示は、平成18年6月12日から施行する。

(平成18年6月12日揭示済)

奈良市教育委員会告示第12号

奈良市教育改革プログラム推進委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年6月12日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

奈良市教育改革プログラム推進委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 奈良市教育改革3つのアクションの進捗状況及び評価等を受け、奈良市にふさわしい教育の在り方について多方面から検討し、奈良市教育改革3つのアクションの後期計画を策定し、奈良市らしい教育施策を構築するため、奈良市教育改革プログラム推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について調査審議し、教育長へ提言する。

(1) 奈良市教育改革3つのアクション後期計画に関すること。

(2) 前号に定めるもののほか教育長が必要と認める事項。（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、有識者等のうちから教育長が委嘱し又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日からその年度の3月31日までとし、再任されることを妨げない。

(会長及び副会長)

第5条 委員会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選により選出し、副会長は委員の中から

ら会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、教育長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
(作業部会)

第7条 会長は、必要と認めるときは、委員会に作業部会を置くことができる。
(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学校教育課において処理する。
(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。
附 則
この告示は、平成18年6月12日から施行する。
(平成18年6月12日揭示済)

奈良市教育委員会告示第13号

仮称「奈良市人権教育推進についての指針」策定委員会設置要綱を次のように定める。

平成18年6月12日

奈良市教育委員会

委員長 植松 滋子

仮称「奈良市人権教育推進についての指針」策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 これまでの同和教育の理念を基にし、人権尊重を基盤とした普遍的な人権文化を奈良市において創造することを目指す、仮称「奈良市人権教育推進についての指針」(以下「指針」という。)を策定するため仮称「奈良市人権教育推進についての指針」策定委員会(以下「策定委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 指針の策定に関すること。
- (2) 指針の策定に関し必要な調査審議を行うこと。
- (3) その他指針の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 策定委員会は、教育長が任命する10人以内の委員をもって組織する。

(会長等の職務)

第4条 策定委員会に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長は教育総務部長、副会長は社会教育部長をもって充てる。

3 会長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
(会議)

第5条 策定委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
(作業部会)

第6条 策定委員会に作業部会を設置し、作業部会は指針の草案を作成し、策定委員会に提出する。

2 作業部会の部会員は、会長が指名する者をもって充てる。
(報告)

第7条 会長は、第2条の成果について、教育委員会に報告するものとする。
(庶務)

第8条 策定委員会の庶務は、人権・同和教育推進室において処理する。
(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。
附 則
(施行期日)

1 この告示は、平成18年6月12日から施行する。
(この告示の失効)

2 この告示は、第7条に規定する報告の終了をもって、その効力を失う。
(平成18年6月12日揭示済)

選挙管理委員会

奈良市選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第28条の規定により、平成18年6月1日現在において抹消すべき事由が生じた者を、次のとおり選挙人名簿から抹消しました。

平成18年6月2日

奈良市選挙管理委員会

委員長 吉田 勝二

- 1 抹消年月日
平成18年6月2日
- 2 抹消した者の氏名等
別冊のとおり

別冊省略

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第30号

平成18年6月2日現在における地方自治法(昭和22年法律第67号)第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第4条第1項及び第5条第1項に規定する選挙権を有する者の総

数の50分の1の数並びに市町村の合併の特例等に関する法律第4条第11項、第5条第15項及び第61条第11項に規定する選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

50分の1の数 6,031人
6分の1の数 50,253人
3分の1の数 100,506人

(平成18年6月2日揭示済)

奈良市選挙管理委員会告示第31号

平成18年6月2日現在における地方自治法（昭和22年法律第67号）第80条第1項に規定する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりです。

平成18年6月2日

奈良市選挙管理委員会
委員長 吉田勝二

奈良選挙区 98,239人
月ヶ瀬選挙区 519人
都祁選挙区 1,749人

(平成18年6月2日揭示済)

農業委員会

奈良市農業委員会告示第10号

奈良市農業委員会平成18年6月農地部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年6月5日

奈良市農業委員会
農地部会長 中島信男
記

- 1 日時
平成18年6月14日（水）午前9時
- 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
- 3 審議案件
 - (1) 農地法（昭和27年法律第229号）第3条、第4条、第5条及び第20条に関する許可申請及び届出について
 - (2) 奈良農業振興地域整備計画及び都祁農業振興地域整備計画並びに月ヶ瀬農業振興地域整備計画の変更協議に伴う意見について
 - (3) 水田利用転換届出について
 - (4) 許可・受理の取消しについて

- (5) 知事許可について（5月許可分）
 - (6) 非農地証明について（5月分）
- (平成18年6月5日揭示済)

奈良市農業委員会告示第11号

奈良市農業委員会平成18年6月農政部会の会議を下記のとおり招集しますので、奈良市農業委員会部会会議規則（昭和32年農業委員会告示第4号）第3条第1項の規定により告示します。

平成18年6月7日

奈良市農業委員会
農政部会長 木本馨

- 1 日時
平成18年6月19日（月）午前9時
 - 2 場所
奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市役所 北棟6階 第22会議室
 - 3 議題
 - (1) 農業経営に関する意向調査の実施結果について
 - (2) 平成19年度農業施策に関する要望書（案）について
 - (3) その他
- (平成18年6月7日揭示済)